

令和5年度諮問（情）第2号
答申（情）第119号

「特定工事の総合評価落札方式に関する審査関係文書の公文書非
開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定を取り消し、別表に掲げるものを除く部分については、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により令和4（2020）年12月23日付けで次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 本件開示請求の内容

県の職員が「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事」の総合評価落札方式に関する評価調書を職務上作成した際、又は取得した際に、合わせて県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、県の職員が組織的に用いるものとして、県が保有しているものを一式（なお、公共工事入札監視委員会（推測した委員会名称です）や建設工事総合評価落札方式実施要領（推測した文書名称です）に沿って開催された審査会等で使用された審議資料と議事録を含む）。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり公文書を特定し、令和5（2023）年1月31日付けで条例第11条第1項及び第2項の規定によりそれぞれ決定を行った。

特定した公文書	決定内容
入札結果、基本調査結果、施工体制確認審査依頼文書、総合評価落札方式に関する評価調書	公文書部分開示決定
技術提案書、評定会議資料、技術審査会資料、運営委員会資料、施工体制確認審査結果（以下「本件公文書」という。）	公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し令和5（2023）年3月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和5（2023）年6月6日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由等

(1) 処分理由の提示について

本件処分の通知において提示された非開示理由は、条例の条文をそのまま引用しているのみで、なぜこの条文に該当するのかという理由の説明がなく、栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第8条第1項が規定する理由の提示義務に違反している。

(2) 公文書の全部を開示しないことについて

本件公文書においては、非開示情報とそうでないものを容易に区別することが可能で、非開示情報を除いた部分には有意な情報が記録されているものと考えるので、条例第8条第1項に基づき部分開示を行うべきである。

第4 実施機関の主張要旨

1 公文書の全部を開示しないことについて

本件処分の対象となる公文書はいずれも非公開で行われる会議の資料及び議事録であり、会議の出席者は秘密を厳守していることから一律非公開の決定を行った。

2 処分理由について

(1) 評定会議資料について

技術提案型総合評価落札方式に関する評価の手法及び観点が推察されるため、非開示の理由については「入札業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れ」と記載し、一律非公開の決定を行ったものであり、当該処分は妥当である。

(2) 技術審査会資料及び運営委員会資料について

公正かつ適正な入札を実施するため、委員は自由闊達に意見交換を行っている。会議資料を公開することにより、次のような事例が発生し、委員の積極的かつ率直な意見に基づく審議が困難となるだけでなく、客観的かつ中立の立場での意思決定が不当に歪められるおそれがある。

ア 委員の発言等の分析により委員が特定され、委員の取り込み等が行われ、官製談合や事業者との癒着を招くおそれがある。

イ 入札に際し利害関係を有する外部の者等から委員が圧力を受け、発言に影響を及ぼすおそれがある。

ウ 会議資料が公開されることにより、落札者決定基準を決定するにあたっての過程（判断材料、審査の手法や観点などの審議内容（発言内容）、栃木県県土整備部の発注に関する考え方等）が推察され、開示請求を行った特定の者が不当な利益を得てしまうおそれがある。

エ 会議資料が開示対象となる場合、上記ウの状況となることを避けるため、委員が忌憚なく意見を述べることをためらうおそれがある。

以上の理由から、非開示の理由については「率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ」と記載し、一律非公開の決定を行っ

たものであり、当該処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

審査会においてインカメラ審理を行った結果、本件公文書が非開示とされたことの妥当性について以下のとおり判断する。

(1) 技術提案書

ア 技術提案の内容に関する部分

技術提案を提出した者がそれぞれ独自に有する知識・経験・技術・工夫が含まれた具体的な提案であり、開示することで技術提案を行った者の競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかである。

したがって、条例第7条第3号に該当し、非開示が妥当である。

イ 上記ア以外の部分

上記アを除いた部分のみ開示したとしても、公表されている技術提案書の様式を開示すると同様の結果になることから、条例第8条ただし書に該当し、部分開示を要しない。

(2) 評定会議資料

ア 「評価結果一覧 (ア) シールド工の施行に係る提案」及び「評価結

果一覧 (イ) 発進立杭の施工に係る提案」

- (ア) 「区分」、「提案内容」及び「備考」欄の内容（記載のある部分に限る。）並びに凡例記載部分

技術提案の内容が推察される内容が記載されており、開示することで技術提案を行った者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第3号に該当し、非開示が妥当である。

- (イ) 上記(ア)以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

イ 「技術提案の評価（案） (ア) シールド工の施行に係る提案」

- (ア) 「項目」、「分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。）

技術提案の内容が推察される内容が記載されており、開示することで技術提案を行った者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第3号に該当し、非開示が妥当である。

- (イ) 2頁目の下から3行目のうち項目名記載部分

技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されており、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

ウ 「技術提案の評価（案） (イ) 発進立杭の施工に係る提案」

- (ア) 「項目」、「区分」、「技術提案」及び「小分類」欄の内容（記載のある部分に限る。）

技術提案の内容が推察される内容が記載されており、開示することで技術提案を行った者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第3号に該当し、非開示が妥当である。

- (イ) 2頁目の下から3行目のうち項目名記載部分

技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されており、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

エ 「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施概要」

- (ア) 1 (1)①及び(2)①の内容並びに(1)③の表の左から1列目及び4列目
全て並びに(2)③の表の左から1列目及び4列目全て
技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されてお
り、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認
められる。
したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。
- (イ) 2 (1)の2行目から4行目までの「:」よりも右側の部分
技術提案の評価案作成者が特定される内容が記載されており、開示
することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。
したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の部分
条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。
- (3) 技術審査会資料
- ア 「第18回技術審査会審議次第」、「技術提案の採否(案)」、「技術
提案の評価集計表(案)」、「一般競争入札参加資格申請者一覧表」及
び「入札公告(特定調達公告(建設工事))」
条例第7条各号のいずれかに該当する部分はないため、全て開示すべ
きである。
- イ 「令和4(2022)年度 第18回 技術審査会記録」
- (ア) 「出席委員」欄の内容(番号を除く。)
技術審査会の出席者が特定される内容が記載されており、開示する
ことで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。
したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。
- (イ) 「特記事項」欄の内容(項目名を除く。)
技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されてお
り、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認
められる。
したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の部分
条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。
- ウ 「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事 栃木市万町外」
- (ア) 設計金額
開示することで予定価格等が類推されることから、本件処分当時は
入札事務及び契約事務に支障が生じるおそれがあると認められた。
したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当であった。
なお、現在は既に契約締結が完了しているため、実施機関が今後本
件開示請求に対する処分を改めて行うときには、このことを踏まえて
開示の可否を検討すべきである。
- (イ) 上記(ア)以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

エ 「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施概要」

(ア) 1(2)の「最大10提案とし、」と「12段階評価する。」の間、その次の行全て（「・」を除く。）並びに①の表の左から1列目及び4列目全て並びに②の表の左から1列目及び4列目全て

技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されており、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 上記(ア)以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

オ 「技術提案の評価（案）（ア）シールド工の施行に係る提案」及び「技術提案の評価（案）（イ）発進立杭の施行に係る提案」

(ア) 「大分類」、「中分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。）

技術提案の内容が推察される内容が記載されており、開示することで技術提案を行った者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第3号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 1頁目の「JV名」欄の内容（記載のある部分に限る。）及び2頁目の「JV名」欄の内容（下から4行目までを除いた部分のうち記載のある部分に限る。）

技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されており、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 2頁目の下から3行目全て（記載のある部分に限る。）

技術提案の審査における判断基準が推察される内容が記載されており、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条第5号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 上記(ア)から(ウ)まで以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

(4) 運営委員会資料

ア 「11月15日運営委員会付議案件一覧」、「一般競争入札参加資格申請者一覧表」、「入札公告（特定調達公告（建設工事））」、「技術提案の採否（案）」及び「技術提案の評価集計表（案）」

条例第7条各号のいずれかに該当する部分はないため、全て開示すべ

きである。

イ 「建設工事等運営委員会記録」

(ア) 関係者の役職及び印影、作成者の役職及び氏名並びに「出席委員」欄の内容

運営委員会の出席者が特定される内容が記載されており、開示することで提案の審査事務に支障が生じるおそれがある。

したがって、条例第7条第5号に該当すると認められ、非開示が妥当である。

(イ) 上記(ア)以外の部分

条例第7条各号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

ウ 「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事 栃木市万町外」、「一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施概要」、「技術提案の評価（案）（ア）シールド工の施行に係る提案」及び「技術提案の評価（案）（イ）発進立杭の施行に係る提案」それぞれ上記(3)のウ、エ、オと同一内容の文書であり、審査会の判断も同様である。

(5) 施工体制確認審査審査結果

今回の入札では審査の対象となる者が全て辞退したため、当該公文書は存在せず、非開示としたことは妥当である。

なお、本件処分の通知において、非開示理由を「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れ」としたことは誤りであり、「当該公文書を作成・保有していないため」などとすべきであった。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件公文書の全てを非開示とする本件処分は、非開示部分、非開示理由についての検討が不十分であったことは明らかである。

今後、開示請求がされた場合、その開示・非開示の判断に当たり、条例第7条各号に掲げる非開示情報を除き、開示すべきであるという情報公開制度の趣旨に鑑み、適切に判断することが望まれる。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年6月6日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年9月19日 (第50回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和5(2023)年10月17日 (第51回審査会第2部会)	・ 審議
令和5(2023)年11月21日 (第52回審査会第2部会)	・ 審議
令和5(2023)年12月12日 (第53回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
島 菌 佐 紀	弁護士	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)

別表

資料名	文書名	非開示部分
技術提案書	全て	全て
評定会議資料	評価結果一覧（ア）シールド工の施行に係る提案	「区分」、「提案内容」及び「備考」欄の内容（記載のある部分に限る。）並びに凡例記載部分
	技術提案の評価（案）（ア）シールド工の施行に係る提案	「項目」、「分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。） 2 頁目の下から 3 行目のうち項目名記載部分
	評価結果一覧（イ）発進立杭の施行に係る提案	「区分」、「提案内容」及び「備考」欄の内容（記載のある部分に限る。）並びに凡例記載部分
	技術提案の評価（案）（イ）発進立杭の施行に係る提案	「項目」、「区分」、「技術提案」及び「小分類」欄の内容（記載のある部分に限る。） 2 頁目の下から 3 行目のうち項目名記載部分
	一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施概要	1 (1)①及び(2)①の内容並びに(1)③の表の左から 1 列目及び 4 列目全て並びに(2)③の表の左から 1 列目及び 4 列目全て 2 (1)の 2 行目から 4 行目までの「:」よりも右側の部分
	令和 4 (2022)年度 第 18 回 技術審査会記録	「出席委員」欄の内容（番号を除く。） 「特記事項」欄の内容（項目名を除く。）
技術審査会資料	一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事 栃木市万町外	設計金額
	一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施概要	1 (2)の「最大 10 提案とし、」と「12 段階評価する。」の間、その次の行全て（「・」を除く。）並びに①の表の左から 1 列目及び 4 列目全て並びに②の表の左から 1 列目及び 4 列目全て

資料名	文書名	非開示部分
	技術提案の評価（案）（ア）シールド工の施行に係る提案	<p>「大分類」、「中分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。）</p> <p>1 頁目の「JV 名」欄の内容（記載のある部分に限る。）及び2 頁目の「JV 名」欄の内容（下から4 行目までを除いた部分のうち記載のある部分に限る。）</p> <p>2 頁目の下から3 行目全て（記載のある部分に限る。）</p>
	技術提案の評価（案）（イ）発進立杭の施行に係る提案	<p>「大分類」、「中分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。）</p> <p>1 頁目の「JV 名」欄の内容（記載のある部分に限る。）及び2 頁目の「JV 名」欄の内容（下から4 行目までを除いた部分のうち記載のある部分に限る。）</p> <p>2 頁目の下から3 行目全て（記載のある部分に限る。）</p>
運営委員会資料	建設工事等運営委員会記録	関係者の役職及び印影、作成者の役職及び氏名並びに「出席委員」欄の内容
	一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事 栃木市万町外	設計金額
	一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事における技術提案型総合評価落札方式の実施概要	1 (2)の「最大 10 提案とし、」と「12 段階評価する。」の間、その次の行全て（「・」を除く。）並びに①の表の左から1 列目及び4 列目全て並びに②の表の左から1 列目及び4 列目全て
	技術提案の評価（案）（ア）シールド工の施行に係る提案	<p>「大分類」、「中分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。）</p> <p>1 頁目の「JV 名」欄の内容（記載のある部分に限る。）及び2 頁目の「JV 名」欄の内容（下から4 行</p>

資料名	文書名	非開示部分
		目までを除いた部分のうち記載のある部分に限る。） 2 頁目の下から 3 行目全て（記載のある部分に限る。）
	技術提案の評価（案）（イ）発進立杭の施行に係る提案	「大分類」、「中分類」及び「技術提案」欄の内容（記載のある部分に限る。） 1 頁目の「JV 名」欄の内容（記載のある部分に限る。）及び 2 頁目の「JV 名」欄の内容（下から 4 行目までを除いた部分のうち記載のある部分に限る。） 2 頁目の下から 3 行目全て（記載のある部分に限る。）